

滋賀県国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例案概要

- 国保財政の安定化のため、医療費の増高や保険料収納不足により財源不足となった場合に備え、一般財源からの財政補填等を行う必要がないよう、財政安定化基金を設置(国民健康保険法第81条の2)(平成30年度～)

※令和3年3月末残高 46.9億円

- 国保財政の更なる安定化を図るため、医療費水準の変動や前期高齢者交付金の精算等に備え、県国保特会の決算剰余金を積み立て、必要な場合に取り崩し、活用できる事業を追加(国民健康保険法第81条の2 第4項)(令和4年度～)

1. 事業内容

(1) 市町の保険料収納不足額に対する貸付・交付

- ア 市町村の保険料収納不足額に対する貸付
- イ 災害等特別な事情が生じた場合、財源不足額のうち保険料収納不足額×1/2以内を交付

(2) 保険給付費が予想以上に増加した場合の取崩

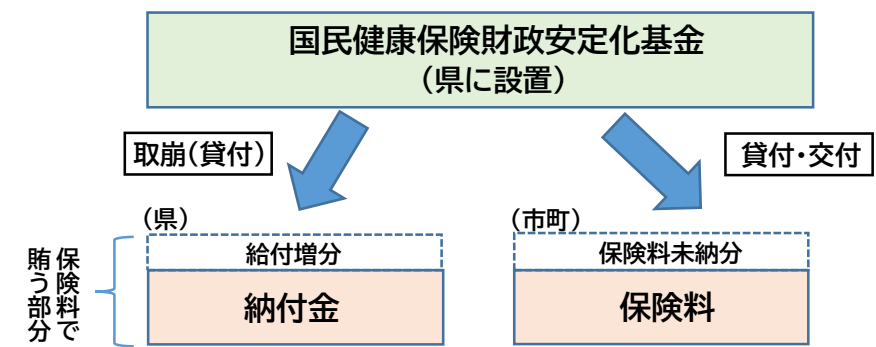
県の保険給付費が予想以上に増加し財源不足が生じた場合、当該不足を取崩

(今回改正事項)

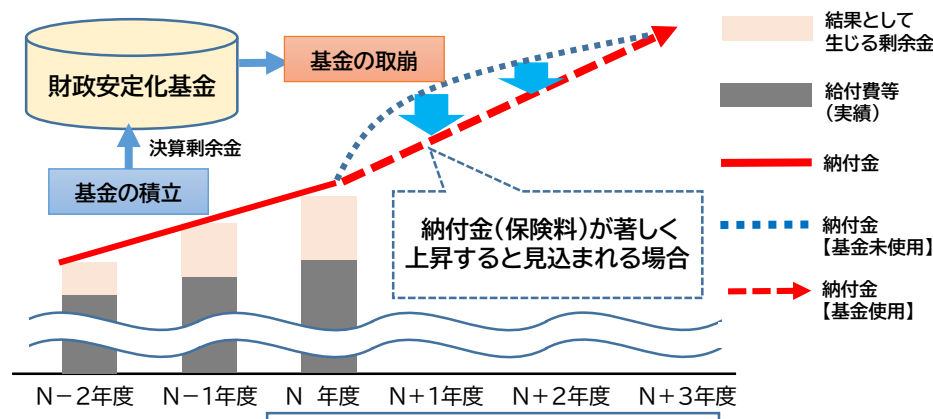
(3) 財政調整のための取崩

県が国保特会において生じた決算剰余金を財政調整のために積み立て、医療費の急増や前期高齢者交付金の著しい減少により納付金(保険料)上昇が見込まれる場合に取り崩し、納付金(保険料)の伸びを平準化

- ※ 暫定措置(国民健康保険法附則第25条)(平成30年度～令和5年度)
 - ・ 国保の都道府県単位化に伴う保険料の激変緩和のための交付
 - ・ 国保事業の健全な運営を確保するための取崩・交付



<財政調整のための活用例>



2. 改正条例の施行日 令和4年4月1日

納付金の伸びの平準化
=年度間の財政調整が可能となる。

滋賀県国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和3年法律第66号）による国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の一部改正に伴い、滋賀県国民健康保険財政安定化基金を財政調整事業に要する費用に充てるため、滋賀県国民健康保険財政安定化基金条例（平成28年滋賀県条例第3号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 国民健康保険法第81条の2第4項の規定による取崩しを行う場合について、国民健康保険財政安定化基金を処分できることとします。（第6条関係）
- (2) この条例は、令和4年4月1日から施行することとします。
- (3) その他必要な規定の整理を行うこととします。

滋賀県国民健康保険財政安定化基金条例新旧対照表

旧	新
<p>第1条～第5条 省略</p>	<p>第1条～第5条 省略</p>
<p>(処分)</p>	<p>(処分)</p>
<p>第6条 知事は、法第81条の2第1項第1号に掲げる事業に係る貸付金の貸付けおよび同項第2号に掲げる事業に係る交付金の交付ならびに同条第2項の規定による取崩しを行う場合に限り、予算の定めるところにより、基金を処分することができる。</p>	<p>第6条 知事は、法第81条の2第1項第1号に掲げる事業に係る貸付金の貸付けおよび同項第2号に掲げる事業に係る交付金の交付ならびに同条第2項および第4項の規定による取崩しを行う場合に限り、予算の定めるところにより、基金を処分することができる。</p>
<p>第7条～第9条 省略</p>	<p>第7条～第9条 省略</p>
<p>付 則</p>	<p>付 則</p>
<p>1 省略</p>	<p>1 省略</p>
<p>2 知事は、平成30年4月1日から平成36年3月31日までの間に限り、第6条の規定にかかわらず、市町に対し、政令第14条第2項に規定する保険料の水準の著しい上昇の抑制その他国民健康保険事業の健全な運営の確保のための資金を交付する事業に必要な費用に充てるために、予算の定めるところにより、基金を処分することができる。</p>	<p>2 知事は、平成30年4月1日から令和6年3月31日までの間に限り、第6条の規定にかかわらず、市町に対し、政令第14条第2項に規定する保険料の水準の著しい上昇の抑制その他国民健康保険事業の健全な運営の確保のための資金を交付する事業に必要な費用に充てるために、予算の定めるところにより、基金を処分することができる。</p>